

世祖の至元六年二月十三日、初めて蒙古字を制して天下に頒つた時の詔の中に
我國家肇基朔方。俗尙簡古。未遑制作。凡施用文字因取漢楷及衛兀字。以達本朝之言。考諸遼金以及遐方諸國
例。各有字。今文治寢興。而字書方闕。其於一代制度實爲未備。故特命國師八思馬。創爲蒙古新字。譯寫一切
文字。期於順言達事而已。自今以後。凡有璽書頒降。並用蒙古新字。仍以其國字副之。所有公式文書咸遵其

舊。元典章一、
詔令

と見える。當時に至るまで、蒙古では衛兀字即ちウイグル文字をその文記に用ゐたことは能く知られて居る事實で
あるが、この詔によれば、漢字の楷書を用ゐても本朝即ち蒙古の言音を寫して居つたことが知られる。^④さてこゝに
規定せられるやうに、この後璽書を頒行するに當つてはすべて此の新制蒙古字を用ゐることにしたのであるが、同
時に仍ほ其の國字を以てこれに副へるといふてある。この場合國字といふのは其の璽書の關する國の文字の意味に
違なく、漢地に對しては漢字、回回・西藏の如きに對しては回回字・西藏字等で書いたものを副へるの義と解せら
れるが、終りに記されてある「公式文書咸遵其舊」といふのは如何なる意味であらうか。元史卷二百二所載の八思
巴の傳にも此の詔は收めてあるが、それには此の一句は記されてゐない。思ふにこの事が直接八思巴に關しないの
で略されたものに違なく、典章に記してあるのが原との形であつたこと疑なからう。文字通りに解釋して、璽書は
新蒙古字で頒降するが、其の他の一般公式の文書は從來の通りで、新字を用ゐるには及ばぬといふ意味に見る外は
あるまい。そうすれば此の際新字使用についての規定は甚だゆるやかであつたと謂はねばならぬ。思ふに新たに文